



# 栃木県公報

平成31(2019)年  
2月1日(金)  
第3060号

## 目 次

### 告 示

- 平成29（2017）年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算の要領…………… 55
- 保安林皆伐面積の許容限度の公表…………… 57
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… 59
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定…………… 60
- 特定計量器の定期検査の実施…………… 60
- 地籍調査の成果の認証…………… 63
- 道路の区域の変更…………… 63
- 道路の供用開始…………… 64

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… 64
- 同…………… 65

### 調 達 等 公 告

- 落札者等の公示…………… 65
- 同…………… 66

## 告 示

### 栃木県告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法施行令第5条第4項の規定により、平成30（2018）年11月28日栃木県議会において認定された平成29（2017）年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

平成31（2019）年 2月 1日

栃木県知事 福 田 富 一

### I 平成29（2017）年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算書

#### 1 歳入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1 使用料及び手数料		10,000	10,500	10,500		
	1 使用料	10,000	10,500	10,500		
2 財産収入		339,216,000	339,215,893	339,215,893		
	1 財産運用収入	11,443,000	11,442,759	11,442,759		
	2 財産売払収入	327,773,000	327,773,134	327,773,134		
3 繰入金		280,372,000	280,354,190	280,354,190		
	1 基金繰入金	280,372,000	280,354,190	280,354,190		
4 繰越金		249,000	249,032	249,032		
	1 繰越金	249,000	249,032	249,032		

5 諸 収 入		71,000	70,289	70,289		
	1 預 金 利 子	1,000	259	259		
	2 雑 入	70,000	70,030	70,030		
歳 入 合 計		619,918,000	619,899,904	619,899,904		

## 2 歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額
1 議 会 費		2,200,000	2,198,246		1,754
	1 議 会 費	2,200,000	2,198,246		1,754
2 総 務 費		385,270,000	370,105,657		15,164,343
	1 総 務 管 理 費	385,129,000	369,964,991		15,164,009
	2 監 査 委 員 費	141,000	140,666		334
3 処 分 管 理 費		232,448,000	232,404,192		43,808
	1 処 分 管 理 費	232,448,000	232,404,192		43,808
4 予 備 費					
	1 予 備 費				
歳 出 合 計		619,918,000	604,708,095		15,209,905

歳入歳出差引残額 (A) 15,191,809円

翌年度へ繰り越すべき財源 (B) 0円

実質収支額 (A - B) 15,191,809円

## II 監査委員の意見

## 1 審査の結果

審査した結果、決算書等の計数については、関係諸帳簿、証拠書類等と符合し、正確なものと認められた。

また、予算の執行、収入・支出及び財産に関する事務については、関係法規に則し、おおむね適正に処理されているものと認められた。

## 2 審査の意見

組合は、昭和35 (1960) 年 3 月に設立され、宇都宮市域につき、工業団地及びこれに付随する住宅団地の取得、造成、管理及び処分に関する事務を担い、宇都宮工業団地及び清原工業団地の工業団地をはじめとして、住宅団地、卸商業団地等の開発事業に取り組んできたが、所期の目的を達成したことから、平成 29 (2017) 年度末をもって解散に至った。

平成 29 (2017) 年度歳入歳出決算の状況は、予算現額 6 億 1,991 万円 (1 万円未満切捨て。以下同じ。) をもって執行され、歳入決算額は 6 億 1,989 万円で、調定額に対する収入率は 100.0%、歳出決算額は 6 億 470 万円で、予算現額に対する執行率は 97.5%、実質収支額は 1,519 万円で黒字となっている。また、解散に向けた財産の処分を進めた結果、解散時における残余財産は、土地が 3,459.80㎡、財政調整基金が 119 億 3,090 万円となっている。

解散後、「宇都宮市街地開発組合の解散に伴う財産処分に関する協議書」に基づき、解散時の残余財産のうち、土地については宇都宮市に、財政調整基金については栃木県及び宇都宮市に各 50/100 を配分し、帰属された。また、「宇都宮市街地開発組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書」に基づき、解散後における未払金及び未収金に関する事務、歳計現金、公用文書等は、宇都宮市に承継された。

栃木県が配分を受けた 59 億 6,545 万円の財政調整基金は、組合設立からの 58 年間に積み上げた貴重な財産であることから、有効に活用されたい。

（地域振興課）

栃木県告示第41号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、平成31（2019）年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成31（2019）年2月1日

栃木県知事 福田 富一

森林計画区名	単位区域名	市郡町村名	立木伐採面積の許容限度（単位ha）					計
			水源 <sup>かん</sup> 涵保安林	土砂流出保安林	防風保安林	干害防備保安林	保健保安林	
那珂川	大田原地区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。）、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木を除く。）及び那須郡那須町	406.09	55.10	0.10			461.29
同	那珂川中流地区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。）、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	312.00	128.85		6.57	2.00	449.42
那珂川鬼怒川	矢板地区	矢板市、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。）、さくら市及び塩谷郡	472.62	117.72	1.14	0.96		592.44
鬼怒川	鬼怒川中流地区	宇都宮市、真岡市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、						

		上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島に限る。)、河内郡上三川町及び芳賀郡(茂木町を除く。)	49.98	33.94		13.06		96.98
鬼怒川	今市地区	日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。)	1,101.42	148.92				1,250.34
同	日光地区	日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、						

		丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	324.46	150.98			475.44	
鬼怒川	足尾地区	日光市(足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	125.84	42.28			168.12	
渡良瀬川	黒川～小倉川地区	栃木市(西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。)及び鹿沼市	904.80	186.36			1,091.16	
同	佐野地区	足利市、栃木市(西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。)、佐野市、小山市、下野市(薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。)及び下都賀郡	376.22	137.25	2.00		515.47	
計			4,073.43	1,001.40	1.24	22.59	2.00	5,100.66

(森林整備課)

## 栃木県告示第42号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成31(2019)年2月1日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
整形外科メディカルパス	栃木市大平町西水代1943-1	町田 敏	平成31 (2019) 年 1 月 7 日

## 2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
平田薬局村上店	佐野市村上町21-1	有限会社平田薬局	平成31 (2019) 年 1 月 15 日
ウエルシア薬局上三川しらさぎ店	河内郡上三川町しらさぎ2丁目32番地23	ウエルシア薬局株式会社	平成30 (2018) 年 12 月 27 日
有限会社メディカサン薬局	下野市文教1-19-4	有限会社メディカ	平成31 (2019) 年 1 月 8 日

## 栃木県告示第43号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 2 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
はりがや中央クリニック	宇都宮市針ヶ谷町472-7	中村 好宏	平成30 (2018) 年 11 月 9 日
広瀬内科小児科クリニック	宇都宮市今宮1-9-14	広瀬 勝	平成31 (2019) 年 1 月 4 日

## 2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
平田薬局村上店	佐野市村上町21-1	有限会社平田薬局	平成31 (2019) 年 1 月 15 日
ウエルシア薬局上三川しらさぎ店	河内郡上三川町しらさぎ2丁目32番地23	ウエルシア薬局株式会社	平成30 (2018) 年 12 月 27 日

## 3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションひだまり	塩谷郡高根沢町光陽台2-17-6 ノーブルクロード2 201号室	株式会社オニーロ企画	平成30 (2018) 年 12 月 17 日

(健康増進課)

## 栃木県告示第44号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成31 (2019) 年 2 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（2の(1)の定期検査を除く。）

区 域	期 日		場 所
	年 月 日	時 間	
野 木 町	平成31（2019）年5月17日 （金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	野木町丸林571 野木町役場
栃 木 市	平成31（2019）年5月20日 （月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市藤岡町藤岡810 栃木市藤岡公民館
	平成31（2019）年5月21日 （火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市岩舟町静5133-1 栃木市役所岩舟総合支所会議室棟 第1会議室
	平成31（2019）年5月22日 （水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市大平町西山田1771-3 かかしの里
	平成31（2019）年5月23日 （木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成31（2019）年5月24日 （金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市大平町富田558-11 栃木市大平まちづくり交流セン ター
	平成31（2019）年5月27日 （月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市今泉町2-1-40 栃木市栃木保健福祉センター
	平成31（2019）年5月28日 （火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成31（2019）年5月29日 （水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成31（2019）年5月30日 （木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市千塚町210 栃木市老人福祉センター福寿園
	平成31（2019）年5月31日 （金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市藪部町3-13-24 栃木市水道庁舎（浄水場）
	平成31（2019）年6月4日 （火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成31（2019）年6月5日 （水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成31（2019）年6月6日 （木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市都賀町原宿521 栃木市都賀公民館
	平成31（2019）年6月7日 （金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市西方町本城1 栃木市西方公民館
壬 生 町	平成31（2019）年6月10日 （月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	壬生町壬生甲3828 壬生町総合運動場体育館
	平成31（2019）年6月11日 （火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	



下野市	平成31 (2019) 年 6 月12日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下野市石橋416 下野市石橋公民館
	平成31 (2019) 年 6 月13日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成31 (2019) 年 6 月14日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下野市小金井1127 下野市国分寺公民館
	平成31 (2019) 年 6 月17日 (月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下野市田中681-1 下野市南河内公民館
上三川町	平成31 (2019) 年 6 月18日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上三川町しらさぎ1-1 上三川町役場
	平成31 (2019) 年 6 月19日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成31 (2019) 年 6 月20日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
益子町	平成31 (2019) 年 6 月21日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	益子町益子2030 益子町役場
	平成31 (2019) 年 6 月24日 (月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
茂木町	平成31 (2019) 年 6 月25日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	茂木町大字茂木1499-2 茂木駅さきょうホール
	平成31 (2019) 年 6 月26日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
市貝町	平成31 (2019) 年 6 月27日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	市貝町市塙1280 市貝町役場
芳賀町	平成31 (2019) 年 6 月28日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	芳賀町祖母井1020 芳賀町役場
野木町 栃木市 壬生町 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	各区域の期日の初日から 平成31 (2019) 年12月20日 (金)まで(土曜日、日曜 日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日を除 く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	宇都宮市ゆいの杜1-5-64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で行う定期検査

(1) 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
野木町	平成31 (2019) 年 6 月11日 (火) から同年12月20日 (金) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)



栃木市、壬生町	平成31（2019）年6月25日（火）から同年12月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
下野市、上三川町	平成31（2019）年7月4日（木）から同年12月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
益子町、茂木町	平成31（2019）年7月11日（木）から同年12月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
市貝町、芳賀町	平成31（2019）年7月16日（火）から同年12月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 計量法施行令第10条第1項第2号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
栃木県の区域（宇都宮市の区域を除く。）	平成31（2019）年5月17日（金）から同年12月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（産業政策課）

栃木県告示第45号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31（2019）年2月1日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
那須町	那須町大字高久甲の一部	那須町大字高久甲の一部（筒地地区）の地籍図及び地籍簿	平成31（2019）年1月23日

（農村振興課）

栃木県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年2月1日から同年3月4日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年2月1日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 県民の森矢板線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
272	前	矢板市下太田字反田218-1 から 矢板市下太田字枇杷原73まで	11.1～15.9	77.4	
	後A	矢板市下太田字反田218-1 から 矢板市下太田字枇杷原73まで	11.1～15.9	77.4	
	後B	矢板市下太田字反田218-1 から 矢板市下太田字枇杷原73まで	10.0～17.0	92.4	

栃木県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年2月1日から同年3月4日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
15	主 要 地 方 道 鹿 沼 足 尾 線	鹿沼市塩山町字大杜久保1599-1から 鹿沼市塩山町字大杜久保1600-8まで	平成31（2019）年 2月1日
29	主 要 地 方 道 矢 板 那 須 線	矢板市下太田字枇杷原54-1から 矢板市下太田字枇杷原54-2まで	平成31（2019）年 2月1日
272	一 般 県 道 県民の森矢板線	矢板市下太田字枇杷原73から 矢板市下太田字枇杷原75-1まで	平成31（2019）年 2月1日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成31（2019）年6月3日までに知事に意見書を提出することができる。

平成31（2019）年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ビッグワンTSUTAYAさくら氏家店  
さくら市櫻野字五斗蒔505番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ビッグワン  
さくら市櫻野505番地
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社ビッグワン 代表取締役 大村 一夫 さくら市喜連川4455番地	株式会社ビッグワン 代表取締役 大村 一夫 さくら市櫻野505番地	平成29（2017）年 5月1日
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ビッグワン 代表取締役 大村 一夫 さくら市喜連川4455番地	株式会社ビッグワン 代表取締役 大村 一夫 さくら市櫻野505番地	平成29（2017）年 5月1日
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	オーケーコーポレーション 有限会社 代表取締役 大村 一夫 さくら市櫻野1048番地	オーケーコーポレーション 株式会社 代表取締役 小川 和史 さくら市櫻野505番地	平成30（2018）年 7月30日
大規模小売店舗において小	株式会社サンクス北関東	株式会社ファミリーマート	平成28（2016）年

売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	代表取締役 仁村 孝博 宇都宮市東築瀬1丁目6番28号	代表取締役 澤田 貴司 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	9月1日
------------------------	--------------------------------	---------------------------------	------

- 4 届出年月日  
平成31（2019）年1月16日
- 5 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成31（2019）年6月3日までに知事に意見書を提出することができる。

平成31（2019）年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ビッグワンTSUTAYAさくら氏家店  
さくら市櫻野字五斗蒔505番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ビッグワン  
さくら市櫻野505番地
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
駐輪場の位置及び収容台数	94台 位置は図面のとおり	123台 位置は図面のとおり	平成31（2019）年 9月17日
荷さばき施設の位置及び面積	32㎡ 位置は図面のとおり	46㎡ 位置は図面のとおり	
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	26㎡ 位置は図面のとおり	32㎡ 位置は図面のとおり	
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	6箇所 位置は図面のとおり	8箇所 位置は図面のとおり	

- 4 届出年月日  
平成31（2019）年1月16日
- 5 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

（経営支援課）

## 調 達 等 公 告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成31（2019）年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- 1 ①栃木県本庁舎で使用する電気 予定使用電力量 6,472,000kWh ②栃木県経営管理部管財課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成31(2019)年1月10日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区幸町1-1-3 ⑥97,298,304円 ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年11月20日 ⑩最低価格
- 2 ①栃木県河内庁舎外55施設で使用する電気 予定使用電力量 13,919,000kWh ②栃木県経営管理部管財課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成31(2019)年1月10日 ⑤サミットエナジー株式会社 東京都千代田区内神田2-3-4 ⑥244,843,469円 ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年11月20日 ⑩最低価格
- 3 ①栃木県水産試験場・なかがわ水遊園で使用する電気 予定使用電力量 2,956,000kWh ②栃木県経営管理部管財課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③購入等 ④平成31(2019)年1月10日 ⑤サミットエナジー株式会社 東京都千代田区内神田2-3-4 ⑥48,340,800円 ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年11月20日 ⑩最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成31(2019)年2月1日

栃木県下水道管理事務所長 橋 本 優

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号)第10回目 購入見込数量140kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成30(2018)年12月20日 ⑤両毛丸善株式会社 栃木県足利市間屋町1535-12 ⑥65.664円(1ℓ単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年1月16日 ⑩最低価格

(会計局会計管理課)